

「町有林の重要性を認識し運用を」

調査実施日 令和6年10月8日(火)
調査事項 町有林の財産管理について

総務文教常任委員会 委員長 五十嵐 敏 夫

町民の財産である、町有林の現状と今後の計画及び町有林の財産管理について所管事務調査を行いました。委員からは下記のような意見がありましたので報告いたします。

1. 植林事業に際しては、山林の土壌調査も行い、樹木選定を検討することが重要である。
2. 作業委託については公正な入札制度の確立が必要であり、特に木材の販売においては市場の動向も考慮することが必要である。
3. 間伐等の作業委託契約においては、町の担当課においても、定期的に現場の状況を確認することが重要である。

以上、町の財産である町有林の管理保全の重要性を再度認識し、運用にあたることを望み報告といたします。



▲東谷地山現地調査

「森林整備への新たな補助制度の導入を」

調査実施日 令和6年10月8日(火)
調査目的 「七ヶ宿町森林整備計画」の進捗状況について

産業建設常任委員会 委員長 渡 部 英 幸

令和3年度に策定された「第6次七ヶ宿町長期総合計画(10か年計画)」に示されている森林整備計画の進捗状況や今後の取り組みについて調査し、下記の意見が出されました。

記

1. 町民の共有財産である町有林の伐期適齢面積や造林面積などの割合を示し、20年後、30年後を見据えた事業展開を進めるべきである。
2. 植栽後、植栽本数の30%以上に満たない本数を2年以内に植栽するような、行政指導を進めることが必要である。
3. 植栽後4年目以降の下刈り作業に対する町単独の補助金制度を導入し、森林整備の更なる促進を図るべきである。

以上、職員一丸となって事務執行にあたることを強く望み報告とします。



▲会議室 質疑

問 農業振興対策を問う

答 今後も各集落協定と連携し推進して行く

問 平成12年度より町内の営農家を取り組んでい、七ヶ宿町日本型直接支払制度も令和7年3月にて終了するが、これまでの評価と、第6期目への取り組みについて、農業振興の観点からどのような対策を講じようとしているのか。

答 各集落協定において、これまでの25年間にわたり、農地保全、農業所得の向上及び集落の維持等に効果があったと高く評価している。



いがらし としお 五十嵐 敏夫 議員

各集落協定代表から、担い手不足により今後の5年間継続の難しさが提言された。町としても、農業振興整備計画の調査、見直しを行い、計画策定の支援を継続し農地の維持管理等に努めて行きたい。

問 第6期への取り組みに向け、水田の畑地化や営農家の集落協定離脱などに、町の積極的な支援が必要ではないか。

答 全地区にて担い手不足による共同活動が困難な状況であるが、直接支払交付金や多面的交付金を活用して、非農家・団体・企業の協力を頂く方法や、地域協議会と連携して取り組んで行きたい。

問 耕作放棄地や遊休農地が増えることから、個人営農化に対する新たな支援制度を設けるべきではないか。

答 農林業生産者育成補助金や有害鳥獣防止施設補助金を活用して、担い手農家への農地利用集積を促しながら、耕作放棄地の拡大を抑え推進して行く。

問 地域環境が荒廃するこ、とは子供や高齢者にとっても決して軽視できる問題ではないが、町長はどのように考えているのか。

答 農地保全の草刈作業やクリーン運動作業など、多くの町民の協力を頂いて来た。今後も水源の町として、各集落協定と連携し、非農家や団体の協力のもと、地域の環境保全、農地保全に努めていく。



▲今年の稲刈り風景

問 鳥獣害防止電気柵施設を、獣害防止の干渉地帯として町による伐採や刈り払い作業を強く望むが。

答 鳥獣害防止電気柵施設は町内に約100km施設している。管理は各団地で行うとの条件であったので、町で行うことはできない。

【目次チェック】

農業を取り巻く状況は高齢化や担い手不足にて非常に厳しいが、美しいふるさとを守るため、今後も様々な提言が必要と感じた。